

# 大阪府議会議員選挙 羽曳野市選挙区 (定数1人)

## 投票日は4月10日(日) 午前7時から午後8時まで

開票は投票日の午後9時から、市民体育館(西浦)で行ないます。

### 投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、満20歳以上(平成3年4月11日までに生まれた人)の日本国民で、平成22年12月31日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人です。

### 入場整理券は各家庭に郵送

#### ■各自の入場整理券をお持ちください■

投票所入場整理券は、世帯ごとに同封して4月1日までに各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へお越しください。

### 期日前投票所で投票できる人

#### ■期日前投票所で投票できる人■

選挙の投票は、原則として投票日に選挙人が投票所に行って投票することになっています。しかし、投票日に他の市区町村で仕事をしているとか、やむを得ない用務で市外へ出掛ける(出張、旅行、滞在)などの理由で、投票日当日に投票所へ行ける見込みのない人は、期日前投票所で投票することができます。

#### ■期日前投票所での手続き■

投票所入場整理券を持って、本人が市役所4階会議室または総合スポーツセンター(はびきのコロセアム)1階幼児室までお越しください。宣誓書(請求書)に不在の理由などを書いて投票していただきます。身体が不自由なため車いすなどをご利用で、市役所4階へお越しの方は、担当職員がご案内いたします。

### 期日前投票(不在者投票)ができる期間と場所

4月2日(土)～4月9日(土)

午前8時30分～午後8時

○羽曳野市役所本館4階会議室

○羽曳野市立総合スポーツセンター  
1階幼児室(南恵我之荘4-237-4)

入場整理券を持ってお越しください。

#### ■選挙公報は各家庭に配布■

選挙公報は、候補者が提出した政策などを原文のまま写真印刷して、各家庭に配布します(4月9日までにお手元に届く予定です)。また、主な公共施設に選挙公報を備えますので、ご利用ください。

選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

#### ■候補者のポスターは公営掲示板に■

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置した243カ所のポスター掲示板に貼られます(それ以外の屋外掲示は違法になります)。選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、ポスターを破損したりすると処罰されますので注意してください。

#### ■郵便による不在者投票■

郵便による不在者投票用紙の請求期限は4月6日(水)までです。郵便投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

#### ■指定施設での不在者投票■

指定施設の病院等に入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。

#### ○市内の指定病院(施設)

◆丹比荘病院 ◆島田病院 ◆城山病院 ◆豊川病院  
◆藤本病院 ◆高村病院 ◆府立呼吸器・アレルギー医療センター(旧府立羽曳野病院) ◆老人保健施設悠々亭 ◆老人保健施設まほろば ◆老人保健施設あつたか村 ◆養護老人ホーム四天王寺たかわし寮 ◆四天王寺悲田院養護老人ホーム・特別養護老人ホーム ◆特別養護老人ホーム河原城苑 ◆羽曳野特別養護老人ホーム ◆ケアハウスはびねす軽里 ◆ケアハウススマイル ◆特別養護老人ホームスマイル ◆ケアハウスロイヤルアンジュ ◆特別養護老人ホームアンジュ ◆介護付有料老人ホームライフコート春秋 ◆介護付有料老人ホームライフビュー ◆特別養護老人ホームあすくの里 ◆特別養護老人ホームあすくの里(老人短期入所施設) ◆オアシス北燦(ほくさん) ◆介護付有料老人ホームグッドタイムまほろば

### 大阪府議会議員選挙における住所移転者の選挙権の行使について(お知らせ)

平成23年4月10日に大阪府議会議員選挙が行われます。最近、住所を移動された方は、投票の場所などが変わることがあります。次の表をご覧ください。お間違いのないようご注意ください。

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否			備考
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票出来ない	
他府県から転入された方	平成22年12月31日	○			
	平成23年1月1日			○	
大阪府内の他の市町村から転入された方	平成22年12月31日	○			
	平成23年1月1日		※		新住所地の市町村の「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要です。
他府県へ転出された方	全 期 間			○	
大阪府内の他の市町村へ転出された方	平成22年12月31日以前に新住所地で転入届	○			
	平成23年1月1日以後に新住所地で転入届		※		新住所地の市町村の「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要です。
転居届をされた方(同一市町村内)	住所地の市町村の選挙管理委員会に投票所をご確認のうえ該当の投票所へお出かけください。				

※で投票するには、新住所地の市町村の「引き続き大阪府内に住所を有する証明書」が必要です。

#### 注 意

- 平成23年1月1日以後、大阪府内の市町村間で住所を移動された方は、前住所地で投票することになります。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- また、前住所地で投票する際には、新住所地の市町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示しなければ投票できません。
- 従って、前住所地で投票される方は、投票日までに新住所地の市民課(または住民課)に申し出て、「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けておいてください。(ただし、最近2回以上住所を移動された方は、取扱いの異なる場合があります。)

投票区	投票所	投票区域
1	古市小学校体育館	古市1丁目～4丁目、誉田1丁目、古市番地の一部 碓井1丁目～2丁目、碓井3丁目532番地～、川向
2	白鳥会館会議室	白鳥1丁目～3丁目、翠鳥園、軽里1丁目～3丁目、栄町1～8番
3	誉田中学校教室	誉田2丁目～7丁目
4	東部コミュニティセンター (石川プラザ)2階集会室	古市5丁目～7丁目、古市1479～1541番地、古市1679～1717番地、古市1726～1750番地、古市1761～1775番地、西浦1576～1625番地、大黒172番地～250番地
5	竜王寺集会所	古市番地の一部(竜王寺)、飛鳥の一部
6	高鷲中学校教室	島泉1丁目～2丁目・9丁目
7	北宮中部公民館	高鷲1丁目、高鷲2丁目1～2番、(高鷲7丁目1～5番・7丁目8番地・7丁目75～77番地)以外の7丁目、高鷲8丁目～10丁目
8	恵我之荘集会所	恵我之荘1丁目～6丁目
9	恵我之荘幼稚園遊戯室	南恵我之荘5丁目～8丁目
10	伊賀公民館	伊賀1丁目、伊賀2丁目1～7番・16～28番、伊賀5丁目～6丁目
11	人権文化センター	向野1丁目～3丁目、(向野173～225番地)以外の向野番地、野番地の一部
12	野々上公民館	野々上3丁目～4丁目、(野々上5丁目1～13番・16～17番・5丁目番地)以外の5丁目、伊賀2丁目8～15番
13	高鷲南小学校体育館	(高鷲2丁目1～2番)以外の2丁目、(高鷲3丁目1～2番)以外の3丁目、高鷲4丁目1番、高鷲5丁目6～11番・5丁目番地、高鷲6丁目、高鷲7丁目1～5番・7丁目8番地・7丁目75～77番地
14	西浦公民館	西浦3丁目・6丁目、(西浦4丁目164番地の3～22、165番地、166番地の2～27)以外の4丁目、(西浦5丁目160番地の1、161番地の2～10)以外の5丁目
15	西浦小学校体育館	西浦番地の一部(新町、蔵之内、尺度442番地(府立食とみどりの総合技術センター))
16	尺度公民館	(尺度442番地)以外の尺度、東阪田の一部
17	東阪田会館	東阪田の一部、古市番地の一部(水守)、通法寺の一部、壺井の一部、西浦番地の一部、広瀬の一部
18	広瀬会館	広瀬の一部、通法寺の一部(太閤園)、古市番地の一部、大黒251～307番地、壺井の一部
19	駒ヶ谷小学校体育館	駒ヶ谷、大黒の一部、誉田番地の一部
20	飛鳥公民館	飛鳥の一部、古市番地の一部
21	大黒公民館	大黒の一部
22	壺井青年会場	壺井の一部、通法寺の一部
23	通法寺公民館	通法寺の一部、壺井の一部
24	丹比小学校体育館	郡戸、(河原城205～208番地・210～263番地・580番地の5・585番地の1・3～5)以外の河原城、埴生野558～598番地・1023～1030番地・1057～1244番地
25	野公民館	野の一部、榎山、伊賀番地、向野173～225番地
26	府営羽曳野高鷲住宅集会所	高鷲3丁目1～2番、高鷲4丁目2～9番、高鷲5丁目1～4番、野々上5丁目1～6番・16～17番・5丁目番地
27	府営羽曳野碓井住宅集会所	碓井3丁目1～531番地、碓井4丁目
28	羽曳が丘第一集会所	羽曳が丘1丁目～8丁目、学園前1丁目～2丁目(高鷲寮)、河原城260～263番地、埴生野840番地・1245～1250番地、西浦4丁目164番地の3～22・165番地・166番地の2～27、西浦5丁目160番地の1・161番地の2～10
29	府営古市住宅集会所	府営古市住宅、市営古市住宅、古市番地の一部、大黒の一部、南古市1丁目～3丁目
30	羽曳山会館	はびきの1丁目～4丁目、府立呼吸器・アレルギー医療センター
31	羽曳が丘コミュニティセンター (MOMOプラザ)2階集会室	羽曳が丘9丁目・10丁目、羽曳が丘西1丁目～7丁目、学園前4丁目～5丁目、埴生野942番地、河原城205～208番地・210～259番地・580番地の5・585番地の1・3～5
32	島泉集会所	島泉3丁目～8丁目
33	社会福祉協議会西部事務所	南恵我之荘1丁目～4丁目
34	埴生南小学校教室	伊賀3丁目～4丁目、桃山台1丁目～4丁目、学園前3丁目・6丁目(悲田院)、はびきの5丁目～7丁目、埴生野316～324番地・805番地・823～838番地・1251～1312番地
35	野々上東連合会館	野々上1丁目・2丁目、野々上5丁目7～13番
36	新西浦会館	西浦1丁目・2丁目、栄町9～10番

### 投票所の変更のお知らせ

#### 第1投票所

古市小学校「講堂」→古市小学校「体育館」

#### 第20投票所

佛号寺→飛鳥公民館

#### 第34投票所

埴生南小学校「体育館」→埴生南小学校「教室」

各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台と、目の不自由な人のための点字器を用意しています。投票日当日、投票所で手話通訳が必要な方は、事前に選挙管理委員会に申し出てください。

### ☆お問い合わせは…

羽曳野市選挙管理委員会  
〒583-8585

住所 羽曳野市誉田4-1-1

電話 072-958-1111

(内線 4610・4620)